HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民事判例研究
Author(s)	吉田, 邦彦; 三木, 千穂
Citation	北大法学論集, 71(6), 345-378
Issue Date	2021-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80750
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_71_6_10_Yoshida.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

判例研究

民　事　判　例　研　究

吉　田　邦　彦
三　木　千　穂

認知症の者の鉄道事故と民法714条１項（JR 東海事件）（最判（第３小法廷）平成28年３月１日民集70巻３号681頁（平成26年（受）1434号、1435号、一部破棄自判・一部棄却、損害賠償請求事件））

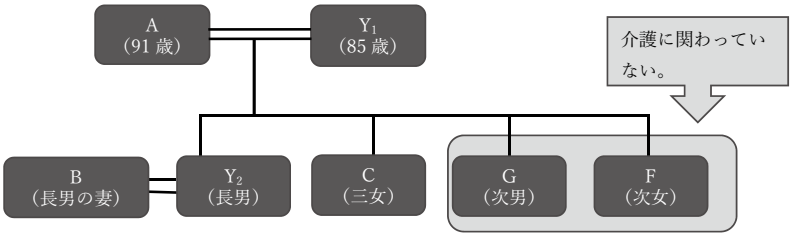
１．事案の概要

本件は、平成19（2007）年12月に高齢で認知症の父親が、JR 共和駅（愛知県大府市）構内の線路に立ち入り、列車と衝突事故を起こし、死亡した。X〔東海旅客鉄道株式会社（ＪＲ東海）〕（原告・被控訴人・被上告人（上告人））が、死亡者の妻 Y_1及び長男 Y_2（被告・控訴人・上告人（被上告人））らに対して、民法709条・714条に基づき、列車の遅れによる損害719万7740円及び遅延損害金の賠償請求したのが、本件である。Ａの死亡事故により、当日東海道本線は、上下20本の列車について、121 ～ 122分の遅れが出たことによる損害が生じたというのである。なお、Ａには、相当の不動産があり、5000万円の金融資産があったとされる。事案の詳細を述べてみよう。

（１）事実の経過

Ａと Y_1は昭和20（1945）年に婚姻し以後同居し、愛知県大府市大府駅前に住み、平成10（1998）年頃まで不動産仲介業を営んでいた。両者には、子ども４人がいたが、長男 Y_2夫婦は、昭和57（1982）年に横浜市に転居していたところ、平成12年暮れ頃からＡの認知症がわかり、同14年からその妻Ｂが両親の近くに転居して、Ａの介護補助をするようになった。その詳

細は、以下の如くだが、同19（2007）年12月７日夕方にＡは隣駅共和駅構内で列車と死亡事故を起こした。本件のＪＲ東海からの損害賠償請求は、それによる列車遅延の損害に関わるが、$Y_1$$Y_2$らの（Ａについての）監督責任が問われた。



H12.12頃　Ｃは、Ａ（当時84歳）が認知症に罹患したと考えるようになる

H14.3　Y_1（当時80歳）（Ａの長年の妻〔昭和20年に婚姻〕）、Y_2（長男）、Ｂ（長男の妻）、Ｃ（三女）がＡの介護について話し合い、（Y_2ともども昭和57年以来横浜に転居していた）Ｂが単身で近隣に移り、毎日Ａ宅に通い介護補助をすることになり、他方で、Y_2も月に１・２回、（事故直前には３回程度）週末に訪ねることとなった。

H14.8　Ａの要介護１認定。
市内の福祉施設に通うようになる。当初は週１回、本件事故当時は週６回。行かない日は、Ｂが朝から就寝までＡの介護を行う。Ａの就寝後は、Y_1が様子を見守る。

H14.11　Ａの要介護２へ変更。

H15.3　国立療養所中部病院にて、H14.10にはアルツハイマー型認知症に罹患していたとの診断を受ける。以降、通院。
この頃には、見当識障害も見られるようになる。外出を止めても聞かなくなったためＢは外出に付き添うようになる。

H16.2　中部病院にて、認知症が中等度から重度に進んでいるとの診断を受ける。その後、通院期間満了のため、開業医に引き継がれる。

H17.8.3　早朝に１人で外出して行方不明になり、徒歩20分程度のコンビニで発見。

H18.1　Y_1について、要介護１の認定。

H18.12　Ａが深夜に一人で外出してタクシーに乗車し、認知症に気づいた

運転手がＡを降ろした先のコンビニエンスストアの店長の通報により警察が保護。午前３時頃帰宅した。

Ａの外出に備えて、警察に連絡先を伝え、Ａの携帯番号や氏名をＡの上着等に縫い付ける。また、自宅玄関付近にセンサー付きチャイムを設置。門扉に施錠をしたこともあったが、Ａがいらだって門扉を激しく揺するなどして危険であったため、施錠は中止した。他方、事務所出入口は、夜間は施錠されシャッターが降ろされていたが、日中は開放されていた。事務所出入口にもセンサー付きチャイムが取り付けられていたが、電源は切っていた。

Ａはトイレの場所を把握できずに所構わず排尿してしまうことがあり、自宅玄関前の駐車スペースの排水口に排尿することもしばしばあった。

H19.2　Ａについて要介護４の認定。Y_1、Y_2、Ｂ、Ｃで特養への入所も検討したが、Ｃが、入所によりＡが混乱し悪化する可能性、Ａは自宅で過ごす能力を保持しており、入所には２、３年かかることを述べて、引き続き自宅介護を決める。

H19.12.7　午後４時半頃福祉施設から戻ったＡは、事務所部分の椅子に腰掛けて、ＢとY_1と過ごしていた。その後、Ｂが自宅玄関先でＡが排尿した段ボール箱を片付けていたため、ＡとY_1が二人きりになっていたところ、Ｂが事務所部分に戻った５時頃までに、Y_1がまどろんで目を閉じている隙にＡが事務所部分から外出した。Ａは最寄り駅から電車に乗り、隣の駅で下車、排尿のためホーム先端のフェンス扉を開けて、ホーム下に降り、５時47分頃本件事故が発生した。

（２）請求の内容

旅行輸送等を目的とするＸ鉄道会社が、その運行する路線の駅構内を列車が通過する際に、Ａが線路内に立ち入り列車に撥ねられ死亡した事故により、列車に遅れが生じる等の損害を被ったとして、Ａの妻Y_1、長男Y_2、次女Ｆ、次男Ｇ、三女Ｃらに対して、Ａに対する監督義務違反を理由として民法709条、714条に基づき連帯して損害賠償を求め、予備的請求として、Ａに対する民法709条に基づき発生した損害賠償請求権をＹらが相続したとして、その相続分に応じた金額の支払いを求めた。

２．第一審判決（名古屋地判平成25年８月９日）（請求認容）（719万余円及び遅延損害金の支払を命ずる）

（１）まずＡについては、事故当時の認知症の程度は重く、法的責任を弁識する能力もなかったとして、その責任能力を否定した（773頁）。そのうえで、Y_2については、家族会議はY_2が主催し介護方針を決断・決定しており、Ａの成年後見の手続はなされていなかったが、実質的にはその手続がとられているのと同様にＡの財産管理がなされ、その管理をおこなう地位・立場はY_1からY_2へ引き継がれたと理解できるとして、本件事故当時Y_2は社会通念上、民法714条１項の法定監督義務者や２項の代理監督者と同視し得るＡの事実上の監督者であったと認めることができるとした（775頁）。

そして、Ａが他人の生命・身体・財産に危害を及ぼす危険性を具体的に予見することは可能であったとして、それにも拘わらず、事務所センターの電源が切られたままになっていたこと（音量が大きすぎるのであれば取り替える等して対処すべきだった）やホームヘルパーなどを利用しなかったことから、徘徊防止の適切な措置は講じられておらず、監督義務を怠らなかったと認めることはできないとして、Y_2について、714条２項の準用により責任を肯定した（776-778頁）。

（２）他方で、Y_1については、Ａから目を離せば、Ａが独りで外出して徘徊し、第三者の権利を侵害する可能性があることを予見し得たから、Ａが独りで徘徊することを防止するための適切な行動をとるべき不法行為法上の注意義務が存したにもかかわらず、自己とＡと二人だけになっていた際にまどろんで目をつむり、Ａから目を離していたのであるから、上記注意義務を怠った過失があるとして（自身高齢で、要介護１の認定を受けていて、仮にＡの外出・徘徊を制止できないとしても、Ｂに伝えることは容易にできたとする）、民法709条による責任を肯定した（780-781頁）。

なお、Ｃについては、情報提供と助言、介護補助にとどまるとして不法行為法上の注意義務はないとし、Ｆは５歳に養子縁組して同居しておらず、Ｇは家族会議にも他地にいて参加せず、事故当時もミュンヘンにいて介護の相談もなかったから、民法709条の責任を負わないとする（782-783頁）。また、Ａの本件事故について、Ｘの注意義務違反はないとして、過失相殺を否定する（784頁）。

これに対して、Y_1Y_2が控訴した。Y_2は監督義務者（代理監督義務者）ではなく、「事実上の監督者」でもなく、結果発生の予見可能性がなく、またY_1も、事故の結果発生を予見できず、外出防止措置を尽くしており、他方でXは、安全確保義務違反があるとする。

３．控訴審判決（名古屋高判平成26年４月24日）（359万余円及び遅延損害金の支払いを命ずる）

（１）配偶者の一方が精神障害により精神保健福祉法〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律。昭和25年法律123号は、当初「精神衛生法」だったが、昭和62年改正（法律98号）で「精神保健法」となり、平成７年改正（法律94号）で、本法律の呼称となった〕上の精神障害者となった場合の他方配偶者は、同法上の保護者制度（同法200条）の趣旨に照らしても、現に同居して生活している場合においては、夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待できないとする特段の事情のない限りは、配偶者の同居義務及び協力扶助義務（民法752条）に基づき、精神障害者となった配偶者に対して生活全般に関する配慮・介護・監督の身上監護義務を負い配偶者間にはその信義則上・条理上の義務がある。精神保健福祉法の平成11年改正では、保護者の自傷他害防止義務は削除されたが、同人には、精神障害者の治療・財産上の利益保護、医師の指示遵守の規定はあり（同法22条）、精神障害者となった配偶者への監督義務を負うのであって、民法714条１項の監督義務者に該当する。Y_1は、Bらの補助や援助をうけながら、Aの妻としてAの生活全般に配慮し介護するなどしていたことから、夫婦としての協力扶助義務の履行が法的に期待できないとする特段の事情があるとは言えない（805-807頁）。

Y_2については、民法877条１項に基づく直系血族間の扶養義務を負っていたものの、夫婦間の同居義務又は協力扶助義務がいわゆる生活保持義務であるのと異なり、経済的扶養を中心とした生活扶助の義務であって、当然にAと同居して扶養する義務を意味するものではなく、また、成年後見人に選任されてもおらず、精神保健福祉法上の保護者の地位にもなかった。そして、ことさらに成年後見開始申立手続を回避していたような事情もなく、Y_2は20年以上もAとは別居して生活していたのであるから、監督義務者ないし代理監督義務者ではなく、また事実上の監督者に該当する

ものということはできない（809-813頁）。

（2）Y_1は、Aが日常的に出入りしていた事務所出入口に設置していた事務所センサーを作動させるという容易な措置をとらず、電源を切ったままにしていたのであるから、Aの監督義務者としての、一人で外出して徘徊する可能性のあるAに対する一般的監督として、なお十分でなかった点があるといわざるを得ない。それを要求しても相当である（815頁、818頁）。

（3）なお、民法709条の責任については、これまで電車に乗ったり、鉄道の線路に入り込んだり、無断で他人の土地・建物に入り込んだことはなかったから、本件事故について具体的な予見可能性がかなったとして否定する（820頁）。

（4）他方で、Xには安全確保義務違反があったとは言えないとしつつも、（民法714条責任には無過失責任的な側面があり）「民法722条２項に定める被害者に過失相殺事由が認められない場合であっても、同項に体現されている不法行為法における損害の公平な分担の精神に基づき、裁判所は、責任無能力者の加害行為の態様、責任無能力者の資力、責任無能力者と監督義務者等の身分的又は社会的な関係（監督義務者等が責任無能力者の推定相続人であるか否かなど）、監督義務者等の責任無能力者に対する監督状況などの加害者側の諸事由と、被害者の被った損害の性質・内容・程度と被害者が受けた影響、責任無能力者と被害者との関係などの被害者側の諸事由とを総合的に勘案して、監督義務者等が被害者に対して賠償すべき額を、監督義務者等と被害者との間で損害の公平な分担を図る趣旨の下に、責任無能力者の加害行為によって被害者が被った損害の一部とすることができるものと解するのが相当である。」とし（824-825頁）、Xには公共交通機関の担い手としての社会的責務として、損害額の５割の負担をさせた（826頁）。

このように、責任者の捉え方、責任根拠、過失相殺の各面で１審判決を転換させる原審判決に対しては、XY双方から上告受理申し立てがなされた。Xは、従来の判例・通説からも本件実態からも、Y_2は監督義務者（代理監督義務者）であると述べ、他方で、Y側は、Y_1に対して、民法752条から認知症の者に対する瞬時も目を離さずに介護する厳格な義務を課することは解釈を誤っており、精神保健福祉法の保護者制度から監督義務は導けず、同法の平成11年改正で、自傷他害防止監督義務が削除されて、精神障害者の財産上の利益保護義務

に変更されているからなおのことそうであるとする。714条の責任を否定した昭和58年最判（後述）との比較でも同条の解釈適用を誤っており、本件のY_1によるAの介護は、充実したものであり、センサーを求めることはできないなどとする。

4．上告審判決（最判平成28年３月１日）Xの上告棄却。Yの上告については、破棄自判（Y_1の敗訴部分の破棄）（Xの請求棄却）（岡部喜代子裁判長、大谷剛彦・大橋正春・木内道祥・宮崎敏充各裁判官、全員一致。但し、木内・岡部・大谷裁判官の補足意見がある）。

（１）民法714条責任の監督義務・監督義務者に関して、こう述べる。平成11年法律第65号により保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は廃止され（平成25年法律第47号により保護者制度そのものが廃止）、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、平成11年法律第149号による改正において、身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めることと解することはできない。そうなると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけで直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない。

民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないものであり、協力の義務についてはそれ自体抽象的なものである。また、扶助の義務はこれを相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解しても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると同条の規定をもって、同法714条１項にいう監督義務を定めたものということはできず、他に実定法上の根拠はない。

したがって、精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条１項にいう「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に

あたるとすることはできないというべきである。よって、Y_1はAを「監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできず、またY_2を「監督する法定の義務を負う者」に当たるとする法令上の根拠はない。

（2）もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、「責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合」には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである（最判昭和58年2月24日裁民138号217頁参照）。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、①その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、②精神障害者との親族関係の有無・濃淡、③同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、④精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。

本件との関係では、（1）Y_1は、Aの介護をしていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定も受け、Aの介護もBの補助を受けて行っていたのであり、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということはできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。（2）またY_2は、その妻Bが近隣で介護補助していても、Y_2自身は当時20年以上も同居しておらず、1ヶ月に3回程度週末に訪問するに過ぎない事情の下では、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということはできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。し

たがって、Y_1、Y_2ともに法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない。（なお、民法714条の責任が認められなければ、民法709条の責任も認められないとするようである（693頁）。）

（３）（木内道祥補足意見）

木内裁判官はまず、精神障害者を巡る法変遷を記述し、精神病者監護法（明治33年法律38号）の頃は、後見人、配偶者、戸主の順で精神病者の監護義務者が定まるとされた（１条）が、精神衛生法（昭和25年法律123号）制定後も、配偶者はそこでの保護者に当たり、監督義務者になるという状況は同法の平成11年改正まで続いたとする。そして同改正では、自傷他害防止義務（20条２項、22条１項）が削除されて、身上配慮義務、とりわけ法律行為の善管注意義務となり、保護者を民法714条の監督義務者ではないとする（695-697頁）。もっとも施設に、民法714条１項の法定監督義務を認める余地があるとする（697-698頁）。

また注目されるのは、監督義務者の責任には、本人の行動を制限する動機付けがあるとする点であり、他方で、保護者に本人の行動制限の権限はなく、行動制限しないとなると、保護者・後見人の負担が重すぎる（監督義務を課して、四六時中本人に付きそうのは、保護者の負担過重である）として、監護義務を消極に解する。同裁判官は、本人保護の観点の考慮に注意するのであり、介護の引き受けと監督の引き受けと区別する（698-699頁）。

＊中々正鵠を得た見解であろう。施設の責任を説くところは、開放医療理念と乖離するが。

（４）（岡部喜代子補足意見）

岡部裁判長は、Y_2の民法714条責任について、多数意見とは異なる見解を示すが結論的には同様である。Y_2は、準監督義務者に該当するが、民法714条１項但し書の「義務を怠らなかったとき」に該当するとするのである。すなわち、Y_2は平成14年３月頃Ａの介護を引き受けて、介護方針決定に関与しており、監護義務を引き受けたのであり、第三者に対する加害防止義務も引き受けており、そのような環境を形成する体制作りをしている（701-703頁）。そして、Y_2は、Ａの徘徊行為を防止するための義務を怠っ

ていないとする（施設入所も考えたがそうせず、施錠もAのことを考えて中止した。センサーなどを要求するのは、過大な要求であるとする）（705頁）。
＊家族の監督義務（加害防止義務）の履行の有無を論じている。

（5）（大谷剛彦補足意見）

岡部裁判長と同様に、民法714条1項但し書で免責されると考えるが、責任主体の捉え方が異なる。すなわち、平成11年改正で実定法上の監督義務者が存しなくとも、民法714条の責任主体は維持されており、民法858条における（事実行為としての）「療養看護労働」は職務から除外されたと解されても、字句は維持されており身上監護義務から監督義務を想定できる（708-709頁）。本件では成年後見人は選任されておらず「法的監督義務者に準ずべき者」（昭和58年最判）（後述）にY_2が当たるかどうかが問題であり、積極に解して良い。そして本件の介護・監督体制は、Aの意思を尊重し、その心身の状態・生活状況に配慮した人的・物的に必要十分な介護体制だったとして、介護義務を怠っていなかったとする（710-712頁）。

【判断のまとめ】

	法定監督義務者性	準法定監督義務者性	監督義務を果たしたか	709条責任
第一審	なし。	Y_2肯定。 ∵実質的にAの財産管理をしており、重要な財産の処分や方針の決定をする地位・立場をAから引き継いだと理解できる。	Y_2果たしたといえない。 ∵事務所出入口のセンサーの電源が切られたままになっていたのは防止措置を講じていたとはいえない。	Y_1につき肯定。
控訴審	Y_1肯定。 ∵夫婦の協力扶助義務（§752）	Y_2否定。 ∵成年後見開始申立手続を回避した事情がなく、20年以上Aと別居して生活していた。	Y_1果たしたといえない。 ∵事務所センサーを作動させるという容易な措置を執らなかったので一般的監督として、なお十分でなかった。	いずれも否定。
上告審（多数意見）	Y_1否定。 ∵§752は監督義務を定めていない。 Y_2否定。 ∵保護者や成年後見人であることだけで法定監督義務者とはいえない。	Y_1・Y_2否定。 ∵現実に監督することが可能で状況であったということはできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。		

	準法定監督義務者性	監督義務を果たしたか。
岡部意見	Y_2肯定。 ∵ Y_2は、A の外出願望が強いことを知って徘徊による事故を防止する必要を認めて、事故防止のための措置を現実に行い、また現実の対策を講ずるなどして、監督義務を引き受けたということができる。徘徊による事故としては被害者となるような事故を念頭に置くことが多いであろうがその態様には第三者に対する加害も同時に存在するものであって、第三者に対する加害防止もまた引き受けたものということができる。	Y_2は果たしたといえる。 ∵徘徊行動防止体制は一般通常人を基準とすれば相当である。
大谷意見	Y_2肯定。 ∵成年後見人に選任されてしかるべき者である。	Y_2は果たしたといえる。 ∵監護、監督の体制は、A の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮した人的・物的に必要にして十分な介護体制と評価でき、そのような介護体制の構築等において中心的な立場にあったのは Y_2である。

5．検討（その１）（三木）――とくに精神障を巡る法制変遷との関連で

（１）はじめに

本判決は、民法752条に基づいて配偶者に監督義務を認めることはできず、また、平成19年当時において、精神保健福祉法上の保護者及び成年後見人であることだけで民法714条１項の法定監督義務者に当たるということはできないと示したうえで、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、準法定監督義務者として714条１項が類推適用できるとした。

評釈者（三木）の検討では、まず、保護者と成年後見人が法定監督義務者に当たるとされてきた点につき、その根拠としてきた法の変遷と併せて議論を概観し、次に、準法定監督義務者という概念についてこれまでの裁判例を分析したのちに、本判決について検討したい。

（２）精神障害者に関する法律と法定監督義務者

民法714条は監督義務者を列記せず、概括的に規定する。この点について、穂積陳重起草委員は、監督義務者は親族法や特別法で定まると説明している[1]。

[1] 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録五』（商事法務研究会、1984年）331頁。

ではそれらの法はどのようなものかが問題となるが、まずは、精神障害者に関する法律の変遷[2]を保護者制度の変遷と併せて見ていく。

① 戦前

精神病の治療を加持祈祷に頼っていた日本に、近代精神医学が入ってきたのは明治時代初めだった。しばらくして、精神障害者に関する最初の法律として、精神病者監護法（明治33年法律第38号）が成立するが、その立法目的は、精神病者の身体を保護して遂に社会に及ぼす障害を防ぎ、精神病者に関する自他の保護をすることにあると説明された[3]。同法は、後見人・配偶者・親権者・戸主、親族会が定めた四親等内の親族という順位にしたがって、監護義務者を定め、これらの者が不在の場合には、市町村長が監護義務を負うと定めた。監護義務者は、地方長官の許可を得て、精神障害者を病院ないし私宅に監置することができたが、その費用は監護義務者が負担するうえ、精神科病院がまだ少なかったこの時代には、ほとんどの患者が私宅監置されたのが実態で、監護義務者の制度は、立法目的にも現れていた社会防衛のための制度として利用された。そして、その負担を家族が負ったことも特徴であったといえる。

その後、病院不足を克服するために、精神病院法（大正８年法律25号）が成立し、公立精神科病院の設置を目指したが、予算不足のために進まず、戦中には精神障害者への関心は全く示されなくなった。

② 戦後（昭和）

戦後になると、精神科病院も増え、精神医療の重要性や精神障害者の保護の概念も認識されてくる。昭和25年には、精神病者監護法及び精神病院法が廃止され、新たに精神衛生法（昭和25年法律123号）が制定されたが、その第１条は、「精神障害者[4]の医療及び保護を行い、且つ、その発生の予防に努めることによって国民の精神的健康の保持及び向上を図ることを目的とする」と定められた。

---

[2] 精神保健福祉の歴史については、精神保健福祉研究会『四訂精神保健福祉法詳解』（中央法規出版、2016年）３頁以下、高柳功ほか編『三訂精神保健福祉法の最新知識―歴史と臨床実務』（中央法規出版、2015年）159頁以下、保護者制度の変遷については、同57頁以下を参照。

[3] 第14回帝国議会貴族院本会議（明治33年１月20日）会議録第12号小松原英太郎政府委員による説明。

[4] 精神病者監護法は、その対象を「精神病者」としていたが、精神衛生法は、精神薄弱者、精神病質者もその対象として位置づけた。

監護義務者も、保護義務者と名称が変わり、私宅監置の制度は廃止された。しかし、保護義務者には、治療を受けさせる義務が課せられ、同意入院の同意権が与えられるなど、医療につなげる重い役割が課せられるだけでなく、自傷他害防止監督義務が課せられ、いざというときには保護拘束をする権限も与えられたことから、未だ社会防衛の性質は残っていたといえる。そして、その保護義務者は、後見人・配偶者・親権者・扶養義務者のうち家庭裁判所が選任した者の順位より定まり、これらの者が不在あるいは権限行使が不可能な場合には市町村長が保護義務を負うという点も、戦前とあまり変わらず、やはり家族がこれを負担するという仕組みであった。

昭和20年代末には、薬物療法が普及し始め、精神療法や作業療法などの治療方法を確立してきたことで、入院期間が短縮したため、在宅精神障害者に対する対策や予防対策が重要となった。そこに、アメリカ大使ライシャワーが、統合失調症患者で、入院していない少年に刺されて負傷するという事件が発生した。昭和40年の精神衛生法改正はこの事件を踏まえ、地域への精神衛生相談員の配置や精神衛生センターの設置、通院医療費の２分の１を公費負担するなどの在宅精神障害者を医療につなげる施策が定められた。保護義務者の保護拘束の権限は、このときに廃止された。

この昭和40年改正の後には、地域精神保健活動の整備が図られ、社会復帰制度・施設の進展が著しいものとなった。ノーマライゼーションの概念が日本で理解されはじめるのもこの時期だと言われている。しかし、そのなかで昭和59年、無資格者による診察・検査や看護助手らの暴行で患者が死亡したことが発覚する宇都宮病院事件が発生し、日本の精神障害者の環境について、国内だけでなく、海外からも批判を受けることになった。これを受け、昭和62年には精神保健法と名称を変更し、法の目的に社会復帰の促進が加えられ、精神医療審査会制度の創設､任意入院制度､応急入院制度を設けるなどの改正が行われた。

③　平成

平成に入ると、より精神保健福祉の開放化、社会化が進み、入院していた精神障害者が地域で生活できるようになるための施設や制度がつくられた。平成５年の改正[5]では、保護義務者が保護者と名称が変更される。この改正の際に

[5] この改正では、精神障害者の定義規定が、医学上の用語に合わせて、「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」と変更された。「精

はすでに、一般的な家族の在り方の変化や精神障害者の家族の高齢化、単身で生活する精神障害者の増加などの理由から、生活支援を家族に依存することの難しさと問題が生じていることを理由に、保護者から制度の廃止が求められたが、果たされなかった。ただ、入院措置が解除された精神障害者を引き取る保護者に対し、精神科病院の管理者や社会復帰施設の長へ当該精神障害者の社会復帰の促進のために相談・援助を求める制度が設置され、また保健所の訪問指導の対象となるなど、保護者の負担軽減につながる制度が設けられた。名称が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ変更された平成７年の改正では、法の目的に「自立と社会参加の促進のための援助」が加わり、社会復帰施設として授産施設や生活訓練施設などが法律上明記され、通院患者リハビリテーション事業の法定化を図るなど、これに沿った改正がなされた。

そして、平成11年の改正で保護者の自傷他害防止監督義務が削除された。立案担当者は、保護拘束の権限がない保護者が自傷他害防止監督義務を果たすには、適切に医療につなげることができるだけであるから、治療を受けさせる義務があれば十分、とその理由を説明する[6]。また、自らの意思で医療を受けている精神障害者の保護者について、治療を受けさせる義務等が免除された。このとき、保護者制度の廃止も考えられたが、同時に進んでいた成年後見制度の改正をにらみ、成年後見人が広範な身上監護権をもっていれば保護者を成年後見人に置き換えることができるが、財産管理において身上監護を配慮するという義務であれば、置き換えることはできず、保護者は残す必要がある、と立案担当者が見送りの理由を説明している。

その後も、保護者制度については廃止が求められ、平成25年改正でようやく果たされる。立案担当者は、ⅰ）保護者である一人の家族のみが様々な義務を負うことは負担が大きい、ⅱ）本人と家族との関係が多様である中で、保護者である家族が必ずしも本人の利益保護を行えるとは限らない、ⅲ）保護者制度

神薄弱」は平成10年に「知的障害」に、「中毒性精神病」については平成11年改正で「精神作用物質による急性中毒又はその依存症」に、「精神分裂病」は平成17年改正で「統合失調症」に改められた。なお、「精神病院」との用語も平成18年に「精神科病院」に改められており、本文では、これも含め、改正後の用語で統一している。

[6] 公衆衛生審議会精神保健福祉部会精神保健福祉法に関する専門委員会「精神保健福祉法に関する専門委員会報告書」（1998年）、精神保健福祉研究会監修『改正精神保健福祉法の概要・改正事項の説明と検討の経緯』（中央法規出版、1999年）４頁など参照。

の創設時と比較し、精神医療体制や成年後見制度などが整備され、また高齢化などにより家族の状況も大きく変化していることから、このような社会経済の変化に対応した制度とすべきとの指摘があること、特に精神障害当事者や家族などから長く見直しが求められたことを廃止理由に挙げている[7]。

④　小括

このように、精神障害者に関する法律は、社会防衛を目的に自傷他害を防止する制度を定めるものから始まり、精神科病院による医療が中心で、社会防衛と精神障害者の保護のための制度が併存する時代を経て、現在は、精神障害者のための医療と福祉制度を定めるものとなっており、できる限り、地域で健常者と同様の生活を送るための制度や仕組みを定めるものに変わってきたといえる。それに伴って、家族の役割も、その中から監護義務者が選ばれる点で、社会防衛のために私宅監置を行う者から始まり、自傷他害防止監督義務を負い、保護拘束をする権限を有し、治療につなげる義務を負う者とされたが、平成11年には自傷他害防止監督義務が削除され、平成25年には制度自体が廃止されたことで、現在では、文言上、精神障害者を監督する権限も義務も存在しない。もっとも、医療保護入院は、家族の誰かの同意に基づいてなされるなど、一定の役割は求められている。

そして、民法714条の監督義務者が誰かということについては、監護義務者という名称の時代から、その者は当然監督義務者にあたると解されてきた[8]。しかし、精神保健福祉の開放化、社会化が進むとともに、その負担の大きさから、責任を軽減すべきとの考え方も主張され、保護者を法定監督義務者としたうえで、714条１項ただし書の立証を緩和する説[9]や、法定監督義務者性は否定した

---

[7] 第183回国会衆議院厚生労働委員会（平成25年６月12日）会議録第20号19頁。岡田太造厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長による説明。

[8] 我妻榮『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937年）159頁。

[9] 前田泰「精神障害者の不法行為と保護義務者の責任」徳島大学社会科学研究第２号（1989年）62頁、同「精神障害者の民事責任能力―心神喪失の認定基準―」須永醇『被保護成年者の研究』567頁（勁草書房、1996年）など。精神障害者の治療・保護のために通常考えられる手段、具体的には可能かつ必要な限りにおける、障害者の症状に関する医師への情報提供や服薬の管理などの医療協力をしていれば、ただし書により免責されると解すべきと主張する。

上で、民法709条の問題とする説[10]なども主張された。もっとも、自傷他害防止監督義務が法定されている以上、法定監督義務者性を否定することは難しかったといえる。保護者制度がなくなった平成25年改正以降において保護者が法定監督義務者であるという解釈がとりえなくなったことは確かであるが、学説上は、平成11年の自傷他害防止監督義務の削除の段階で法定監督義務者ではないとの見解が有力であったといえる[11]。

（3）成年後見制度と法定監督義務者

①　平成11年民法改正以前

明治民法（明治29年法律89号）は、成年者の後見人については、配偶者、戸主、親族会が選任した者という順で定まるとし、親族会の同意を得て、精神科病院に入れる又は私宅監置をする権限を与えていた。この権限は、戦後の民法改正後は明記されず、「家事審判所の許可」が必要と規定されたことで、解釈上も後見人の権限から外れ、私宅監置の部分は、昭和25年の精神衛生法の成立に伴い削除された。

しかし、精神病者監護法の時代から後見人は第一順位の監護義務者とされ、保護者制度が廃止されるまで変わらなかった。また、梅謙次郎起草委員もその著書で、後見人は禁治産者を監督して他人に損害を加えないようにする義務があるから損害賠償責任を負わざるを得ないと述べており[12]、療養看護義務（明治民法922条。昭和22年改正後は858条。）が明文上の根拠となり、この解釈はあまり疑われることのないまま、支持されてきたといえる。

②　平成11年民法改正後

平成11年の民法改正（平成11年法律149号）で禁治産制度は制限行為能力制度となり、新しい成年後見制度が創設された。この改正は、高齢社会の到来を受け、ノーマライゼーションの理念を背景に、本人の意思を尊重しながら、残存能力を活用できるような適切な高齢者福祉を目指すのみならず、高齢者や障害

[10] 飯塚和之「精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任に関する一考察―監督義務者概念を中心に」『現代財産権論の課題』（成文堂、1988年）164頁など。

[11] 辻伸行「自傷他害防止監督義務の廃止と保護者の損害賠償責任」町野朔ほか編『触法精神障害者の処遇』（信山社、2005年）67頁など。

[12] 梅謙次郎『民法要義巻之三債権編（大正元年版復刻版）』（有斐閣、1984年）891頁。

者のサポートについて、家族依存からの開放化、社会化を図ったものといえる。具体的には、民法858条は身上配慮義務及び本人の意思尊重義務を定める一般的な規定へと改正され、また、配偶者が原則として法定後見人となる規定が削除され、複数後見人や法人後見人が認められた。

このような改正を受け、成年後見人が法定監督義務者であるとの解釈への疑問が生まれ、これを否定する学説が登場するようになった。一方で、858条の身上配慮義務はかつての療養看護義務と変わっていないとして、改正後も成年後見人は法定監督義務者であるとの主張もなされていた[13]。本判決の大谷裁判官の意見はこの立場である。

（４）保護者が法定監督義務者にあたるかが争われた裁判例

精神障害者の保護者又は後見人が、法定監督義務者に当たるかが争われた判例はほとんど見当たらず、大審院では、精神病者監護法の時代に、成人の精神病者が通行人に傷害を与えた事件について、母親が監護義務者であり、法定監督義務者として責任を負うとした判決（大判昭和８年２月24日新聞3529号12頁）があるのみである。

戦後の裁判例で、判例集に登載されているものには、仙台地判平成10年11月30日判タ998号211頁がある。統合失調症患者が以前の勤務先の代表取締役を刺殺した事件について、保護者として選任されていた父親が法定監督義務者に当たるかが問題になり、仙台地裁はこれを肯定した。判決では、保護者が自傷他害防止監督義務を負うことだけでなく、医療保護入院の同意権や措置入院を促すことができるなど、他害防止のための権限を有することも根拠として挙げる一方で、精神障害者の行動の統制が困難であることに理解を示し、その点は、免責事由の判断において、保護者と精神障害者の関係の実際や保護者が実際にどの程度の監督が可能であったか等を考慮することで個別具体的な事案における結果の妥当性を図ることは可能であると述べている。なお、この事件の控訴審判決（仙台高判平成12年１月20日判例集未登載）では、傍論ではあるが、平成11年の精神保健福祉法の改正により自傷他害防止監督義務が廃止されたが、これにより法定監督義務者性が否定されるわけではないと述べた。

[13] 潮見佳男『不法行為法Ⅰ（第２版）』（2009年）420頁。もっとも、同『基本講義債権各論Ⅱ不法行為法（第３版）』（2017年）107頁は、本判決に沿った解説となっている。

（５）準法定監督義務者について

本判決は、保護者や成年後見人であることだけでは法定監督義務者にはあたらないとしたうえで、準法定監督義務者の存在を認めている。伝統的な学説においても、民法714条１項の法定監督義務者及び同条２項の代理監督義務者の二者に含まれない者についても監督義務者として認める余地は残しており、「事実上、監督をなす者」[14]や「社会的に法律上ないし契約上で監督義務を負う者と同視しうるような監督義務を負うと考えられる者」を事実上の監督者として民法714条２項を適用すべきとしていた[15]。

法定監督義務者も代理監督義務者も存在しないため、誰が監督義務者なのかが問題となるという場面は、精神障害者については起こりやすかったと考えられる。それは、保護者や成年後見人は選任されて初めて就任するものであり、そもそも精神障害であるとの診断を受けなければその選任の必要性すら周囲は気づかないからである。また、保護者の選任は医療保護入院のために行われることが多く、それが必要な状況にならなければ、長い間精神疾患を患っていても保護者がいないというケースは多くあったとされる。

最高裁でこの点が争われた判例が、本判決でも引用されている最判昭和58年２月24日裁民138号217頁である。未診断の37歳の精神障害者の男性が路上で突然被害者を襲い、傷害を負わせた事件について同居していた両親の監督者責任が問題となった。判決は、加害者は本件事件まで他人に暴行を加えたことがなく、その行動に差し迫った危険があったとはいえず、父親が当時76歳で視覚障害者であり、母親は65歳で日雇い労働者であること、事件前に娘とともに警察や保健所に相談にいくなどしていたことから、「保護義務者になるべくしてこれを避けて選任を免れたものとはいえない」として、714条の法定監督義務者又はこれに準ずべき者として同条所定の責任を問うことはできないとした原審の判断を正当とした。すでに下級審では認めるものもあった中で、法定監督義

[14] 我妻・前掲（注８）160頁。例として、一家の家長（世帯主）、事務管理を挙げる。松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任」我妻先生還暦記念『損害賠償責任の研究（上）』（有斐閣、1957年）165頁も同様に、「世帯主・事務管理的に監督する者」を例に挙げ、「慣習上監督すべき地位にあると認められる場合」として事実上監護する者が714条２項の代理監督者に含まれるとする。

[15] 加藤一郎『不法行為［増補版］』（有斐閣、1974年）162頁。孤児を引き取って事実上世話をしている者を例に挙げる。

務者でも代理監督義務者でもない者を「準法定監督義務者」として認める余地を最高裁が示したものといえる。しかし、具体的な要件や根拠条文は示していない。

この昭和58年最判を含め裁判例を分析すると、準法定監督義務者に当たるのかの判断の背景には３つの価値判断があると考えられる。まずは、ⅰ）保護者や後見人の選任手続をしているか否かで法定監督義務者の重い責任を負うか否かが変わるのは不公平だという価値判断である。この価値判断を重視すれば、保護者や後見人に選任され得る立場か、本人との形式的な関係性が考慮される。次に、ⅱ）監督できる立場にあったにもかかわらず、監督義務を果たさず結果が発生したのであるから、被害者との関係で責任を負わないのは衡平でないという価値判断である。この価値判断を重視すれば、監督できた、あるいは監督すべきだったという客観的な状況が考慮される。民法709条ではなく714条の問題のため、具体的な予見可能性が必要なわけではなく抽象的に、他人に何らかの危害を加えることの予見可能性が考慮要素となると思われる[16]。そして、ⅲ）714条は家族共同体の統率者はその構成員の行為について監督責任を負うという趣旨のものであるから、そのような立場に当たる者であれば、監督義務を負うべき者とすべきという価値判断である。この価値判断に基づけば、監督責任を負うべき者かどうかという規範的な判断がなされることになる。

これらは、どの価値判断が正しいというものではなく、相対的にどの価値判断を重視するかにより、準法定監督義務者に当たるか否かを判断する際の考慮要素が異なってくる。例えば、高知地判昭和47年10月13日下民23巻９～12号551頁は、通院加療中の統合失調症患者による殴殺事件について、同居する父親の監督者責任が問題となった事案であるが、加害者が三回入退院を繰り返し、事件当時も通院加療中で就職もせず、父親が扶養していたことなどから、父親はその当時、「監督すべき法定の義務者と同一視すべき地位にあったというべき」としている。また、福岡地判昭和57年３月12日判タ471号163頁は、統合失

[16] このような考え方には、予見可能性は監督義務の懈怠の判断において問題にすべき事柄であって、定型的に決められるべき法的監督義務者性の判断基準にすべきではないという点、及び、何らかの他害行為の予見可能性でよいとすることは、監督義務者に監督義務懈怠の判断において重い責任を負わせる方向に作用する点について批判がある。辻伸行「判批」リマークス37（2008年）58頁。

調症患者の同居する父親の監督者責任が問題となった事案について、責任無能力者を事実上世話しているが、形式的要件を欠くため法定の監督義務者に該当しない場合に714条の適用が全面的に排斥されるとすれば、「誠実に右選任手続を履践した者が、これを不当に怠った者よりも過失及び因果関係の存否について重い立証責任を課されるという不公平が生じる」から、「社会通念上法定の監督義務者と同視し得る程度の実質を備え、もし選任手続が履践されれば当然・・・保護義務者として選任されるであろう事実上の監督者は」、714条２項により代理監督者として、１項の法定監督義務者と同一の責任を負うと解すると述べ、父親はこれに該当するとして責任を認めた。この２つの裁判例は、ⅰ）の価値判断から、加害者との形式的な関係性を判断要素として重要視しているといえるが、後者では、事実上世話をしていることも判断要素としており、ⅱ）あるいはⅲ）の価値判断も表れている。

前述の昭和58年最判も、差し迫った危険がなかったことを判断要素としている点にはⅱ）の価値判断が表れているが、「保護義務者になるべくしてこれを避けて免れたものともいえない」という判示はⅰ）に基づく。また、この判例の匿名解説[17]では、今日でも714条の趣旨は変わらないが、今日の家族共同体の実情からすれば、統率者の責任は絶対的なものではあり得ず、「被害の発生が予想可能で被害を回避するため事実上監督していた事実があるか否か、又は監督を怠っていたとすればその懈怠について責められるべき事情があるか否か等が考慮されるべき」ことを根拠とすると理解することも可能であるとして、ⅲ）を今日の家族の実態に合わせ変容した形で説明する。

さらに、東京地判昭和61年９月10日判時1242号63頁は、同居の実父母として精神障害者を事実上保護監督すべき地位にあることにより、714条２項の責任を負うためには、統合失調症に罹患していることを知りながら適切な措置をとらず放置した事情、あるいは罹患の事実及び本人の行動に本件犯行を犯すような差し迫った危険があることをきわめて容易に認識しえた事情が存在することが必要と述べている。

ところが、平成11年の法改正後は、裁判例でも、保護者の自傷他害防止監督義務が廃止されたことに触れられ、ⅰ）は言及されなくなり、ⅱ）に基づいて精神障害者が他人に害を与える危険性があったかどうか、監督できる状況だっ

[17] 判タ495号（1983年）81頁。

たかという客観的な状況を考慮して監督義務があったかどうかを判断するものが多くなる。名古屋平成23年２月８日判時2109号93頁は、法定監督義務者に準じて714条２項により責任を負うのは、責任無能力者の状況が他人に害を与える危険性があること等のため、責任無能力者を保護監督すべき具体的必要性があった場合に限るとした。また、福岡高判平成24年３月６日 LLI/DBL06720790は、配偶者の監督者責任が問題となったものであるが、本人が意思に基づく通院をしていることから、保護者として治療を受けさせる義務がなく、また本人の挙動、病状等から自傷他害のおそれがあると考えることは困難であったことを理由に責任を否定している。

一方で、福岡高判平成18年10月19日判タ1241号131頁は、監督義務者又は代理監督者に準じて法的責任を問うためには、「①監督者とされる者が精神障害者との関係で家族の統率者たるべき立場及び続柄であることのほか、②監督者とされる者が現実に行使し得る権威と勢力を持ち、保護監督を行える可能性があること、③精神障害者の病状が他人に害を与える危険性があるものであるため、保護監督すべき具体的必要性があり、かつ、その必要性を認識し得たことが必要であると解すべき」と述べた原判決を引用しており、ⅱ）だけでなく、ⅲ）も反映されている。また、名古屋地岡崎支判平成27年４月８日判時2270号87頁も、事実上の監督者に当たるとされるのは、精神障害者の「行動に差し迫った危険があるのに、その家族の統率者たる地位にある者が、当該危険発生回避のために、最低限度の対応もしなかった場合などの特段の事情のある場合に限られる」と述べており、同じく、ⅱ）とⅲ）の点から判断されている。本件第一審判決の Y_2 に関する判断も、家族会議を主催したり、A の財産管理を行ったりする地位・立場という家族の統率者としての地位にあるかという点及び、A が他人の生命・身体・財産に危害を及ぼす危険性の予見可能性を判断要素としている点で、この流れにあると思われる。

（６）本判決の評価

まず、本判決が、平成11年の精神保健福祉法の改正及び民法改正により、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけて法定監督義務者に該当するということはできないと判示した点については、解釈論として、あまり異論はみられない。（２）及び（３）で見てきた精神障害者及び高齢者の福祉施策の開放化･社会化の流れからも、妥当な結論であると思われる。もっとも、

民法713条と714条はセットとなってひとつの制度として理解されるものだから、今回の判決で714条がほとんど機能しないものとなるのは、「法の欠缺」であるとの指摘がある[18]。

そして、「責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたと見るべき特段の事情が認められる場合」には、準法定監督義務者として714条１項が類推適用されるとした。この点は、これまでの裁判例にはない新しい規範である。

そのうえで、このような準法定監督義務者に該当するか否かの判断は、監督者の状況や精神障害者と監督者の関係、精神障害者の状況、監護や介護の実態などの諸般の事情を総合考慮して、「その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為にかかる責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべき」としている。前半の例示部分は、ⅱ）と同様の判断要素のようにもみえるが、監督できた、あるいは監督すべきだったという客観的な状況では足らず、現に監督していたこと、あるいは監督することが可能かつ容易であることを求めており、より限定している。続く「その者に対し精神障害者の行為にかかる責任を負うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点」という部分は、ⅲ）と同様、規範的な判断であることを示す。準法定監督義務者とされるか否かの判断要素は、これまでの裁判例と近いものがあるが、肯定される範囲はより限定的になったといえるだろう。

さて、本判決が引受けにより監督義務を負うとした点については、精神障害者に対して、より積極的に世話をした者が、準監督義務者として損害賠償のリスクを負うのは不当だという点で批判がなされている[19]。私見も、そのような

---

[18] 窪田充見「判批」ジュリ1491号（2016年）66頁。

[19] 窪田・前掲（注18）66頁は、「リスクを回避する合理的な選択は、本判決の表現に即するならば、できるだけ同居しないことであり、日常的な接触を避けることであり、介護にも関わらないことだ、ということにある」と述べている。樋口範雄「『被害者救済と賠償責任追及』という病」曹時 68巻11号（2016年）12頁脚注15など。

結果となり得る点は不当と考える[20]。また、監督するための権限を有しない家族が監督義務を負うことになる点も問題である。そして、監督をしているという事実状態が、なぜ監督義務という法的義務になるのか、監督義務を引受けによって負うことがどのような理屈で認められるのかは疑問が残る。

この点、瀬川信久教授は、「民法も、他人のために事務管理を始めた者は管理継続義務を負う」として、「監督義務を引き受けた者が責任を負うこと自体は不当ではない」として、責任を課すことによる相手方や他の者との調整は別に考えるべきとする主張する[21]。瀬川教授は、最高裁が監督義務の根拠を引受けに求めた点について、法定監督義務者が存在しなくなったことから、準法定監督義務者の監督義務者の決定は、不作為不法行為の作為義務者の決定に近くなったが、領域思想によっても、先行行為の思想によっても作為義務が認められないケースだから、引受けに求めたのではないかとし、フランスの裁判例[22]を同じ発想のものとして挙げる[23]。

（７）本判決の影響と残された問題

本判決後の裁判例には、大分地判令和元年８月22日判時2443号78頁がある。本判決を受けて、過去に保護者として選任されていた両親らについて、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情があるかどうかにより準法定監督義務者性を判断し、これを否定したものである。

---

[20] もっとも、本判決の当てはめ部分では、「現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易である」のうち後半の部分、すなわち監督の可能性及び容易性がなかったことを理由に、引き受けたとみるべき特段の事情はなかったとしており、前半の「現に監督している」と評価されるのがどのような場合であるかについては、本判決からは明らかではない。

[21] 瀬川信久「判批」民商153巻５号（2017年）711頁。瀬川教授は、引受けによって監督義務を認められた準法定監督義務者が賠償を支払った場合には、事務管理に基づく費用請求（650条・702条）も考えられるが、「有益な費用」とはいえないとして、競合的不法行為者間の求償として認めるべきと主張される（同713頁）。

[22] 1991年３月29日破棄院判決（Cass.ass.plén.29 mars 1991, D.1991.324, J.C.P.Ⅱ.21673）。この判決については、淡路剛久「不法行為責任の客観化と被害者の権利の拡大」立教73号（2007年）18頁、新関輝夫「フランス法における精神障害者の監督者の民事責任―民法1384条１項の新たな解釈をめぐって―」福岡44巻１号（1999年）８頁以下を参照。

[23] 瀬川・前掲（注21）713頁。

法定監督義務者が存在せず、準法定監督義務者として認められる範囲が狭いということになれば、精神障害者が他害行為をした場合の被害者は、その損害を誰にも賠償請求ができない場合がほとんどということになる。そこで、ドイツの衡平責任などを導入するなどの立法論も議論されている。

なかでも、認知症患者の他害行為に関しては対応が急がれる問題であるため、自治体が事故救済制度を設け始めている。例えば、神戸市は、認知症と診断された人の行為が原因となり事故が発生した場合に、被害者に支払われる給付金制度を設けるとともに、認知症と診断された人が賠償責任保険に加入し、その保険料を神戸市が負担するという制度を設けた[24]。同じような制度は他の自治体でも採用されているが、やはり、認知症だけがこのような制度の対象になっている点が問題となる。他の精神障害者の他害行為についても、被害者保護のシステムは考えられるべきであろう。

次に、精神科病院・施設の責任について、木内裁判官の補足意見は、病院や介護施設の管理者について、民法714条１項の法定監督義務者に該当すると解する余地があると述べる。病院については、これまで714条２項の代理監督義務者と考えられてきたが、施設については、あまり議論されてこなかったと思われる。裁判例では、精神科病院の714条２項の代理監督義務者の責任が問題となったものもあるが（鹿児島地判昭和63年８月12日判タ682号177頁など）、医師の過失が問えるような事案については国家賠償や使用者責任によって賠償請求されることが多い。精神科病院は、専門的知識や能力に応じて役割を分担し、チームとして法律に定められた権限を行使する組織であることから、組織編成義務を前提とする組織過失の問題とすべき場合があるのではないかと考える。このときに、根拠条文として714条１項がふさわしいかという点については、最判平成27年４月９日民集69巻３号455頁（以下、「サッカーボール事件判決」という）もあり、改めて検討が必要であろう[25]。一方、施設については、実態と

[24] 窪田充見「神戸市の『認知症の人による事故に関する救済制度』について―『神戸モデル』の概要と意義」法時91巻３号（2019年）80頁以下参照。

[25] 中原太郎「判批」民法判例百選Ⅱ［第８版］（有斐閣、2018年）は、本判決の岡部裁判官の意見が、環境形成・体制づくりも監督義務を引き受けたと認める特段の事情に該当するとした点について、「介護統率者の一種の組織過失責任を問うもの」と指摘する。なお、精神障害者の自傷他害について精神科病院の損害賠償責任が問われた裁判例の状況は、林誠司「判批」判時2452号116頁（判評739号６頁）（2020年）を参照。

して、精神科病院と同様に考えることには違和感もあり、今後の議論を待ちたい。

最後に、そのサッカーボール事件判決との関係である。最高裁は、同判決において、親権者の714条１項の責任について、通常人身に危険が及ぶものとは認められない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合には、当該行為について具体的に予見可能であるなどの特別の事情が認められない限り、ただし書により免責されるとした。従来、714条１項の法定監督義務者は責任無能力者の全生活関係について監督義務を負うため、その免責はほとんど認められず、無過失責任に近いと考えられてきたが、このサッカーボール事件判決は免責を肯定し、714条１項も監督義務者自身の監督義務違反に基づく責任であるということを改めて示したといえる。そうであれば、本判決でいう引受けにより監督義務が認められる場合であっても、具体的に予見可能な範囲について監督義務を果たしていた場合にはただし書による免責が認められるとも考えることができる。また、東京地判平成30年３月22日（Westlaw Japan 文献番号2018WLJPCA03228026）は、デイサービス施設に勤務する者が、利用者に暴行され受傷した事件について、両親の監督者責任が問題となった事案であるが、このサッカーボール事件判決を引用し、加害者には知的障害があり、言葉による意思疎通ができないことから「家庭内での教育、指導によって行動を統制したり、行動規範を身につけさせたりすることには限界があるといわざるを得ない」として、障害の状態・程度に照らして可能な範囲の指導監督を尽くしている場合には、原則として監督義務を尽くしていなかったとすべきではないと述べている。このような点からも、ただし書による免責は認められやすいのではないかと考える。

６．検討その２（吉田）――本判決の位置づけ及びその法理論的・法政策的課題

（１）本判決の位置・焦点

本件は、精神障害〔障碍。以下この趣旨である〕、とくに認知症事例（高次脳機能の複数障害。アルツハイマー型認知症･脳血管性認知症など）について､妻･子どもなどの家族の民法714条責任が問われて、最上級審で消極的判断を下して、下級審の判断を覆し、社会的にも注目を浴びたものである[26]。

[26] 高井隆一・認知症鉄道事故裁判――閉じ込めなければ罪ですか？（ブックマン社、

その際、最高裁レベルでは、精神保健・障害者福祉法などの平成11（1999）年改正で、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止義務が廃止され、成年後見人の禁治産者への療養看護義務が身上配慮義務に改められて、契約などの法律行為に限られるとされたこと（さらには、同法の平成25（2013）年改正で、保護者制度（改正前の22条、22条の２など）は廃止されている（負担が重くならないようにとのことである））と、民法714条の適用との関係が浮き出る形で問題とされた。

（２）関連裁判例の事案と解決[27]

関連裁判例としては、精神障害者（とくに統合失調症）事例が多く、監督者責任の判断は肯否相半ばする（例えば、高知地判昭和47年10月13日前掲（緊張型精神分裂。殴打殺害。○（父親の責任））、福岡地判昭和57年３月12日判時1061号85頁（前掲）（精神病。近隣で刺殺。○（父親の責任））、東京地判昭和61年９月10日前掲（破瓜（はか）型（解体型）精神分裂。賃借人殺害。×（父母の714条２項の責任））、鹿児島地判昭和63年８月12日判タ682号177頁（×）、仙台地判平成10年11月30日前掲（妄想型精神分裂。元上司の会社代表取締役刺殺。○（父親））、東京高判平成15年10月29日判時1844号66頁（妄想型精神分裂病。隣人殺害。×（母親の責任。保護者の監督義務を削除した平成11年改正にも触れて、扶養義務者に過重な義務を負わせることはできないとして、民法709条の責任を認めた１審判決を取り消した））、福岡高判平成18年10月19日前掲（統合失調症。近隣者殺害。○（父親（準監督義務者）。平成11年改正に触れる））、名古屋地判平成23年２月８日前掲（自閉症。反射的に突き、転倒骨折させる。×（父母）（準監督義務者））、名古屋地裁岡崎支部判平成27年４月８日前掲（最

2018）参照。とくに、その第３章（33頁以下）では、本件事故の背景として、北欧の「ノーマライゼーション」理念に沿う、また転居は認知症にマイナスに作用するという居住福祉法学上の配慮（いわゆるリロケーションダメージの問題）からなされた「在宅介護」は最善の形でなされていたことが訴えられており、そういう中で生じた事故からの責任問題が本件では問われているという、現代高齢化社会の悩ましい課題に対峙していることを噛みしめたい。

[27] 従来の裁判例の検討は、瀬川信久・民商153巻５号（2017）（注21）705 ～ 707頁が詳しい。なお、吉田邦彦「精神障害者の他害行為と保護者の責任」医事法判例百選（有斐閣、2006）76 ～ 78頁も参照（平成10年仙台地判に関するものである）。

重度精神遅滞。施設職員を突発的に殴打。×（父母））。

最高裁としては、類似事案としては、最判昭和58年２月24日前掲（精神障害者（統合失調症）が路上で加害行為。×（高齢の両親）（責任を否定した原審を支持））がある。

また、未成年者事例として最判平成７年１月24日民集49巻１号25頁（未成年者（９～10歳）の行為による火災〔お化け屋敷と言われる無人倉庫で火遊び〕。失火責任法の適用で、監督義務者の重過失の有無を判定した。△（一部責任を認めた原審を破棄差し戻し））、同平成27年４月９日民集69巻３号455頁（愛媛県今治市小学校児童が、サッカーボールを蹴って、それを避けようとして自動二輪を転倒させて死亡事故（高齢者（当時85歳））。それについての児童両親の民714条･709条責任が問われて、本件同様に、社会問題化した。×（破棄自判））がある。（以上、責任の肯否を○×で示している。）

（３）学説

学説上は、法定監督義務者以外でも肯定するものの、民法709条責任とするもの（飯塚教授など[28]）、民法714条２項の適用･準用によるもの（我妻博士ほか）[29]、714条２項類推適用とするもの[30]などあった。それと同時に慎重論も見られたところである（四宮博士など）[31]。

（４）本判決の枠組み

こうした中で、新たな事例判決という意味のみならず、認知症の本件鉄道事故者（不法行為者）の長男という準監督義務者の責任の判定の判断枠組みを示

---

[28] 例えば、飯塚和之「精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任に関する一考察」小林三衛退職記念･現代財産権論の理論（敬文堂、1988）（前掲注10）164頁。近時では、吉村良一「監督義務者責任（民法714条）の再検討」立命館法学369・370号（2016）2224頁以下、とくに2228-29頁（民法714条による厳格な責任を709条責任によりやや軽減するとされる）など。

[29] 我妻栄・事務管理・不当利得・不法行為（日本評論社、1937）（注８）160頁、加藤一郎・不法行為（増補版）（有斐閣、1974）（初版、1959）（注15）162頁など。

[30] 潮見佳男・不法行為法Ⅰ（第２版）（信山社、2009）（注13）422頁。

[31] 四宮和夫･事務管理･不当利得･不法行為（下）（青林書院、1985）679頁、吉村良一･不法行為法（４版）（有斐閣、2010）200頁。さらに、潮見・前掲書424頁も参照。

しており、法定の監督義務者ではなくとも、責任無能力者との身分関係、日常生活の接触状況、加害行為防止に向けた責任能力の監督態様から、公平の見地から法定監督義務者と同視できる「監督義務の引き受け」があれば、民法714条１項の類推適用ができるとする。

そして、その要件として、①監督者の生活･心身の状況、②親族関係の有無･濃淡、日常の接触程度、財産管理への関与状況、③精神障害者の状況、④監護･介護の実態などの諸般の事情から判断するとした。これは、個別事案における公平原則に従った柔軟な解決を図る判断枠組みで、事実ではなく規範的判断であるとされている（本件を担当した、山地修・前調査官）[32]。

このような判示のスタイルは、岡部裁判官がリードされたためか、利益考量的な、多事情考慮的なスタンダード的な判断枠組み[33]ということができる。しかし、このような「物理的近接性、現実的監督可能性」の側面からの評価で、障害者の近親者責任の有無を判定できるかという政策問題は残されている（吉田）。

（５）裁判官相互のずれの法政策論的考察――立法論的課題

①（近親者の介護・監督義務をどう考えるか？）

介護に関しては、一般論として、「近代家族法」は老人扶養との関係で回避する傾向があるが[34]、とくに、精神障害者との関係では、悩ましい問題があり、負担回避の面から、精神保健福祉法の平成11年改正として、自殺他害防止義務の削除などとの関係をどう考えるかは、本判決でクローズアップされたところである。

---

[32] 山地修・ジュリスト1495号（2016）103-104頁参照。

[33] なお、スタンダード型、ルール型については、吉田邦彦・民法解釈と揺れ動く所有論（有斐閣、2000）第１章参照。

[34] 例えば、水野紀子「高齢者の介護と財産管理」全社協・高齢者介護への提言（第一法規、1995）129頁以下。これに対するアンチ・テーゼとして、吉田邦彦「老人介護に関する家族法（扶養法）条の諸問題」（ジュリスト特集）高齢社会と在宅ケア（有斐閣、1993）参照。もっとも、そこで私が「介護義務」を論じた意味は、家族の介護義務を強めようとする安直な保守論者の議論などではなく、むしろ扶養紛争における「交渉上の武器」として、現実的な扶養者に配慮するという意味合いからであることは、吉田邦彦・民法学と公共政策講義録（信山社、2018）162-167頁等参照。

しかし、監督との関係で「なくす」（真空化する）ことはできないという点は、大谷補足意見が直視したところである。岡部裁判長も、（このような動向を反映させてか、「（準）法定監督義務」を Y_1Y_2について否定した）多数意見よりも、Y_2についてそれを肯定する限りで、大谷裁判官同様直視している。

② （精神障害者を家族に監督させる構造（スキーム）でよいのか？）

それでは、「精神障害者を家族に監督させるスキーム」は、民法714条の伝統的条文構造だが、果たしてこれで良いのだろうか。この点は、木内裁判官が看破したところで、こうした条文構造には、《（精神障害者たる）本人の行動制限》のインセンティブが出てしまい、本人保護の観点は閑却できないとされ、誠に鋭い指摘である。そしてもしこのような思想が、多数意見には埋め込まれているとなると、大変興味深いことになる。

このインセンティブを小さくするためには、監護義務をできるだけ狭め、空洞化することが、本人の自律的意思の重視、ひいては、精神障害者の福祉環境のあり方として、ノーマライゼーションの北欧の理念には叶うことになる。（だが、多数意見の判断枠組みは、《監督可能性、物理的近接性》などを問題にする伝統路線なので、――結論的には近親者責任否定ということで、木内裁判官の思いとは一致したものの――同床異夢的で多数意見は、（平成11年改正を意識しつつ《近親者の監督義務軽減》から出発しながら、《家族に監督させる伝統スキームに依拠する》限りで）褌的だと言わざるを得ない（なお、学説上は、積極論に対して、「介護への消極姿勢が導かれる」との反応も見られるが（窪田教授など）[35]、現実には誰かがせざるを得ないところがある（もちろん施設入所によるその負担緩和は必要だが）という前述の問題は残る。ここではそうした介護の現場での行動制限・拘束へのインセンティブを述べているのである）。

そしてその証拠にこの点では、岡部裁判長は、伝統的な路線に添って、近親者の精神障害者の監督体制スキーム（Y_2の準法的監督義務者性）を支持される（適用レベルで消極判断だったが。監督は尽くしたとして）（瀬川教授がこれを支持する[36]）。しかしそれは従来の枠組みの延長線上であり、三木准教授は、

[35] 窪田充見・ジュリスト1491号（2016）（注18）67頁など。

[36] 瀬川・民商153巻５号（2017）（注27）711頁参照。なお同教授は、監督義務の引き受けという枠組みを、不作為の不法行為として、多数意見も含めて支持される（同号

限界があると指摘する[37]。評釈者（吉田）も、そのような腐心のリアリティーが気になる。立法論の必要性（次述）に志向する所以である）。

③ （精神障害者に関わる責任構造とは？――立法論的課題）

しかし、木内裁判官の理念を詰めると、《本人の行動制限》にはならないように、《介護と監督とは区別される》という理念を前面に出すならば、誰が監督したら良いのだろうか？これは「宙に浮いた問題」と言わざるを得ない。同裁判官は、施設の責任が民法714条１項の問題として議論すべきだとされる。しかし、それでは、精神障害者福祉の先進地域である北欧的な「開放医療」「脱施設」の理念と矛盾するのではないかという疑問を持つ（樋口教授の論考[38]も参照。なおこの点で、米村准教授は、（病院や施設の）「過剰な萎縮行動（認知症高齢者の受け容れ拒否など）を起こす可能性がある」という[39]のは、評釈者（吉田）が危惧する、安易な責任論は、過剰な「閉鎖医療」を招くとの見通しとは対蹠的で非現実的のように思われる（同准教授〔現在教授〕の議論は、どのくらい、「べてるの家」などの精神障害者医療の現場を踏まえた発言なのであろうか））。

考えてみると、民法制定当時の精神病者監護法（前掲）の頃の「私宅監置」の発想の頃は、民法714条の（精神障害者に関する）監督義務者責任の構造は、ある意味マッチしていた。ところが、その後の100年で、精神障害者福祉の理念は大きく変化している。同条のスキームは、時代に遅れること甚だしいと思い、10年以上前に（2000年代半ばに）このような制度的変革への訴えを込めて、判例評釈を書いた[40]。ようやくこうした方向への動きが出てきたことは、未だ亀の歩みだが、木内裁判官のように、思いの共有を看取できる裁判官に垣間見ることができる。こうした中で、この拙文に、意識的に（短い解説の中にも拘わらず）、いち早く注目されて「民法714条責任の根拠の揺らぎ」を指摘されてい

712-713頁）。

[37] 三木千穂・月報司法書士549号（2017）31-32頁。更に本評釈の三木執筆部分参照。

[38] 樋口範雄「『被害者救済と賠償責任追及』という病」法曹時報68巻11号（2016）（注19）2746頁。

[39] 米村滋人・法学教室429号（2016）56頁注17。

[40] 吉田・前掲（注27）医事判例百選。その他、吉田邦彦・居住福祉法学の構想（東信堂、2006）77頁以下も参照。

るのが、久保野恵美子教授（東北大学）であり[41]、彼女の「感度の良さ」も感じている。

もっとも、この種の動きは、既に1980年代から見られた（山口純夫教授を嚆矢として、吉本公証人、飯塚教授・辻教授など[42]（これが本事件を契機に本テーマでの膨大な論考が噴出する前の状況である）。これらにおいては、714条責任を狭めるというのが、共通理解であった。拙文の若干の目新しいところを敢えて指摘するならば、第１に、知的障害者・精神障害者の現場を歩き（例えば、北海道伊達市の「太陽の園」施設長で（当時）バンク・ミケルセン（Bank Mikkelsen）賞の我が国第１号の小林繁市氏との交流）、その方面の文献から支配的な北欧の障碍者福祉の理念・フィロソフィーを説き、それと不法行為法との乖離をヨリ意識化させたこと、第２に、M・フーコーなどの現代哲学の理論分析を加えたこと、第３に、この問題解決には、障害者責任、家族責任とは別の被害者救済制度の立法的な解決が不可欠であることを説いたことであった（厳しい紙幅制限の為に、圧縮した叙述となったが）。

そこで本件でも、精神障害者の損害リスクをどう配分したら良いのか、という悩ましい法政策課題があることも事実である（本件のようなJRの列車遅延の損害は、今のコロナ渦の時代では些細なことで、かくもJRが損害賠償請求に執着することには逆に驚きである。むしろ、精神障害者の通り魔的な他害事件の場合に、深刻な被害者保護との相克が余儀なくされる）。そのためには、（本判決の論理の営為にも敬意を表するが）端的に、損害塡補と責任原因を切断する法制度（例えば、自動車損害賠償補償法71条以下の「政府補償事業」は参考になる）が求められて久しいのである。民法改正（債権法改正）もさることながら、こうした社会的意義が大きい法改正にも目を向けるべきだと痛感する。

---

[41] 久保野恵美子・法学教室431号140頁（2016）参照。

[42] 吉田・拙文（注27）に引用した、山口純夫・判評293号（1983）（刑事法学からの示唆が背景としてあった）、吉本俊雄「保護義務者の精神障害者に対する監督責任」判タ599号（1986）、飯塚・前掲（注28）（1988）、前田泰「精神障害者の不法行為と保護義務者の責任」徳山大学社会科学研究２号（1989）（注９）、辻伸行「精神障害者による殺傷事故および自殺と損害賠償責任（１）～（５・完）」判評444～448号（1996））。また拙文のあとに、三木千穂「精神上の障害により責任能力なき者による不法行為責任の所在――現代における民事責任能力制度のあり方」静岡英和学院短期大学紀要８号（2010）があった。

④ （続・立法的課題――民法学者の立法論瞥見）

なお法制度改正と言っても、多くの民法学者は、民法典内向き的に、713条の責任無能力者制度を改めて、「衡平責任」積極論による実質的な民法714条責任の緩和などが図られるレベルであり[43]、評釈者（吉田）の問題意識とはやや異なるものである。もちろんオーバーラップすることではあり、本件のような認知症介護者の負担を責任政策論などから過重に、また本人拘束的にしないことが鉄則である。民法714条責任は、例外的に、介護が明らかに杜撰で、重過失的な場合に絞り込む必要がある。

重要なことは障害者福祉のノーマライゼーションないし開放医療の理念をしっかり受け止めて、新たな不法行為制度の構築に取り組むことである（その意味で、窪田教授がようやく「事故補償制度」を説かれている方向性[44]には、共鳴できる。また、三木准教授が紹介する神奈川県大和市の「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」は、被保険者は「はいかい高齢者SOSネットワーク」登録者とのことであり[45]、責任無能力とすると説明が付かず、実質事故補償制度だと思われる）。

だから同じく制度構築を説きながら、民法714条強化を志向する米村滋人評釈（代位責任論から正当化できるとする）[46]などは、評釈者（吉田）とは真逆であり、問題意識が共有されていないと思わざるを得ない（この点で、久保野教授が「困難である」と強く反発される[47]のは、もっともなことと思われる）。

もっとも、米村教授には、「振幅が大きい」ところがあり、その１年後に（ようやくここで）、精神保健福祉法の趣旨、前述の北欧的な障害者福祉のフィロ

---

[43] 例えば、加藤・前掲書（注29）142頁など。近時は、水野紀子「精神障害者の家族の監督者責任」町野朔古稀・刑事法・医事法の新たな展開（下）（信山社、2014）266－267頁、窪田充見「責任能力と監督義務者の責任――現行法制度の抱える問題と制度設計のあり方」現代不法行為法研究会編・不法行為法の立法的課題（商事法務、2015）93-95頁など。

[44] 窪田・ジュリスト1491号（2016）（注35）68頁、また窪田充見「神戸市の『認知症の人による事故に関する救済制度』について―『神戸モデル』の概要と意義」法時91巻３号（2019）（注24）参照。

[45] 三木・前掲（注37）34頁注41参照。

[46] 米村滋人・判評677号（2015）６頁（本件高裁判決の評釈）。

[47] 久保野恵美子「法定監督義務者の意味」論究16号（2016）33頁以下、とくに40頁。

ソフィーの意味を遂に織り込まれた如くで、家族の負担軽減を図られ、民法714条責任を維持しつつ、家族に付保を誘導し損害を分散すべきことを主張している（ある種の改説）[48]（なお、保険の議論は既に、三木・廣峰両准教授等も触れていたことである[49]）。これなら、興味深い構想だと評釈者（吉田）も考えるが、今日の世界一の高齢化社会で、このような疲弊した介護家族にこのような保険〔いわば認知症保険〕の普及を図ることの現実性・実効性という問題がある（さらに、精神障碍者一般に広げると、現代社会の病理（例えば、コロナ社会のストレスの高まり）の現れとしての精神障碍者のリスク対応として、家族責任に委ねそこに保険を介在させる場合の、不安定な保険市場に私企業が参加してくるかどうかは怪しい）。

また、このような保険制度を介在させても、責任保険であるから、家族責任の肯定ゆえに、そこからの障害者の行動への制約のインセンティブが断ち切れるのかどうか、やはり疑問なしとしない（なお同教授の整理だと、他に、第１に、714条免責説、第２に、709条説（714条廃止説）、第３が米村説（民法714条責任説）（保険による責任分散）であり、評釈者（吉田）は、第１の立場に近く、例外的な場合にしか家族責任を認めない（樋口教授もこれに近いようである[50]。ただ、樋口教授の場合高齢者の認知症事例が念頭にあるようだが、精神障碍者一般については、被害者保護も考えざるを得ないところもあるところが、私との相違である）。しかし同時並行に、「被害者保護制度」（事故補償制度）を整えることも私は提唱している。同教授は、社会保障でまかなうというが、これはいわゆる社会保障ではないから不正確である）。

やはり端的に事故救済制度を構想する方が、『取引費用』が安価な制度設計であるし、障害者福祉思想とも適合的であるとの私見は、揺るがない（例えば、精神障害者医療の実務関係者から、拙文の紛争事例は稀なことと指摘を受けた。だとするとそこから、高齢認知症関係者の家族、さらには精神障碍者一般について、その家族に責任保険の付保を広く奨めるのは、あまりにも大仕掛けと思

---

[48] 米村滋人「最高裁判決の意義と今後の制度設計のあり方」法律時報89巻11号（2017）110-111頁参照。

[49] 三木・前掲（注42）（2010）207頁などが言及し、廣峰・金商1493号（2016）７頁は、フランスの強制保険に触れている。

[50] 樋口・前掲（注38）2755頁以下、2762-63頁参照。

われる。端的に事故補償制度を独立に運用するのが、制度のあり方として安価であり、法政策的には、こちらの方が効率性基準に叶うのである。なお、障害者施設の責任保険ということも、「取引費用」を安価にする手立てだが、これは既に検討したように、「施設医療」「閉鎖医療」のインセンティブをもたらし、障碍者福祉の理念と不整合という問題が生ずるので、やはり原理的に無理だろう)。

なお、本判例研究は、1～4は三木と吉田が共同執筆し、5、6は各々三木、吉田が別個独立に執筆し、脱稿段階で、必要最低限の形式的な注の相互引照をするにとどめた。評釈者の独立性を重視したからであるが、それでも自ずと、方向性は共通するものがあると考えている。更なる読者諸賢のご教示を賜れば、幸いである。

本判決に関する評釈類として、山地修前調査官による解説(ジュリスト1495号、最判解平成28年度〔7〕)、窪田充見教授の時論(ジュリスト1491号)、瀬川信久教授の批評(民商法雑誌153号5号、平成28年度重要判例解説〔民法9〕)、米村滋人教授の解説(法学教室429号)、久保野恵美子教授の解説(法学教室431号)、前田陽一教授の解説(論究ジュリスト16号、20号)、廣峰正子教授の解説(金商1493号)、三木千穂准教授の解説(月報司法書士549号)、大澤逸平准教授の評釈(判例評論719号)、鶴ヶ野翔麻氏の評釈(法学協会雑誌135巻12号)、窪田充見教授ほかの特集「責任無能力者による不法行為と『家族』の責任」(法律時報89巻11号)などがある。